

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第67号 平成29年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番。

○8番（成田直人君） 教育委員会にお伺いしたいと思います。

10款の教育費の関連で体育施設費、今回みんなの運動公園について、ハウスの改修がされるということでもあります。

このパークゴルフ場については、年々その入り込みもふえてきていると、まさに小坂町の町民の皆様も健康の福祉の増進に大いに役立っているものではないのかなと、そのように感じておるわけですが、このことは町民に限らず町外からも、また県外からも多く来られているということでもあります。

先般、管理の立場でされている方からお話をいただいたわけですが、そうした非常に立地条件もいいということから、今回、秋田県の大会がこの小坂町で行われるということのようであります。そのことについて、自分たちはできれば、例えばセパームに車を集めて、そこからお互い乗り合いしながら現場まで行くという話はされておりましたが、それでも県の大会となれば多くの方々が来られるということで、駐車場の問題がどうしてもネックになるというお話でありました。

そこで、今回の予算には入ってはならないとは思いますが、この問題について教育

委員会としてどういう考え方を持っていらっしゃるのか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（熊谷隆益君） パークゴルフを中心としたみんなの運動公園、改修して5年になりましたけれども、年々利用者がふえて、その中身もパークゴルフだけでなくて散策とかウォーキングとか、いろんな目的で来られる人たちがふえてきております。大変うれしいことであります。

そもそも、出発する時点で、この間も申し上げましたが、これから先は新規のいろんな施設等に関してはできるだけ費用をかけないようにと申しますか、費用対効果ということも考えながら、町民の方々の力も十分にいただきながら、これから先も長続きするような形で運営をしていきたいというのが基本的なスタンスであります。

駐車場に関しても、わずかではありますけれども、当初よりは整備を少し進めました。これまでいろんなことに関してまして、利用者の方々といろいろ話し合いをしながら設備等の充実に努めてきましたが、現在のところ駐車場に関しては、広ければいいのですが、今まで車があふれてどうしようもなかったという事態はないのでございます。多い日で100名近く1日で利用する場合もございますが、それもちょっと時間帯が違ったりして、車がどうしてもあふれて、例えば道路を渡った向かい側のちょっと空き地ありますけれども、そちらのほうにとめなきゃいけないという事態は今までございません。

ということで、今回はことしの秋に全県大会開かれますが、それも恐らく参加者は100名ぐらいだと踏んでおります、今までの例からして。ということで、現在70台とまれるスペースがありますので、100引く70というと30台余るわけですが、もしもその場合でも向かい側のスペース等にとめていただくというふうなことを今想定しております。ということで、日ごろの利用状態を見ますと、まず今の広さで駐車場は十分じゃないかというふうに思っています。

ただし、これから先どうしてもそういう事態、あふれる事態が起こって、もうこれじゃどうしようもないという状態になったら、その時点で考えればいいのではないかというふうな気持ちでおります。

以上です。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（成田直人君） 管理運営されている代表の方のお話ですと、今100名という話があり

ましたけれども、その方の見解はもう少し多いなという、150から200人ぐらい来るのではないだろうかという、そういう考え方もしておられました。

そうすると、今の教育長の答弁では、飽和状態になる可能性は強いと私自身思っております。これはこれからの流れといいますか、参加者の状況を見ながらという話にはなるわけですが、そういったものに対応できる施設とすれば、やはり駐車場は必要なのかなということを、また改めて今お話を聞いてうかがった感じたところでもありますので、いずれ私たちも今後3回ほどこれからパークゴルフ場お邪魔しますので、現場を見ながら、またいろんな方々のご意見を聞きながら、そこは教育委員会に対してお話をさせていただきながら、また町長部局からもお話を伺うそういう形の中で、これについては進めていきたいと思いますので、皆さんのご意見をしっかり聞くこと、これも議会の仕事だと思っておりますので、その辺はご理解いただきながら私たちも進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） 関連であります。

一般質問でもお話をいたしました。今の答弁を伺いました。間に合わなくなってから対応するというお考え、これはやはり施設をつくったときの構えとしてはいかがなものかと。やはりそのキャパシティに合った施設についての設計、施工、それが必要ではないかというふうに思うわけであります。

パークゴルフ場は、ご存じのように18ホールから始めて、今その倍になっているわけあります。駐車場は18ホールのときの状況のままと、ほぼ。利用者也平成27年度は668名、平成28年度大幅に上回って1,000名を超えているわけであります。今の成田議員のお話のように、ますますこの利用の増加は見込まれるというそういうことに対して、やはり施設をつくった責任として対応できる、何といいますか、施設の規模というものが必要ではないかという意味での行政の対応が必要ではないかというふうに思うわけであります。

最少の費用で最大の効果ということは否定いたしませんけれども、それにしても必要なものはつくっていくという構えが必要ではないかというふうに思うわけであります。駐車場の問題、まさにそのことでありますので、今のお答えではありましたが、この考え方は納得できないというふうに申し上げたいと思います。

関連して、さらにいわゆるこの施設の充実の中で、これは一般質問のときもお話ししましたけれども、クラブハウスの問題、一定、屋根の拡張を行って、特にこれは地下というので

すか、半地下というのですか、そこに言ってみれば格納庫を備えるという設計になっています。確かに、今、芝刈り機等がフロントの隅に置かれておったり、外に置かれているとそういう状況は、これはやっぱり好ましくない。そのためにこういう格納が必要で設計されたわけではありますが、これでそういう備品等の格納については、十分というふうに捉えてよろしいのかどうか、この辺からお答え願いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 思い出してもらいたいことがあります。そもそもあそこにパークゴルフ場をつくる経緯であります。

まず、お客さんがどのぐらい来るか全然わからない状態でありますから、町自身で何千万円もかけてパークゴルフ場をつくるわけにはいかないという前提のもとで始めました。最初の18ホール、全てホール代はよそからの補助金で賄いました。そういうことでスタートしております。私の気持ちとしては、健康、それから福祉という観点で、町民の方々にはパークゴルフ場は大変いいことだと思いながら、そういう気持ちのもとで進めたわけです。でも、まず財政的なこともありまして、町単独ではこれはちょっと無理だなというふうな判断のもとに、補助金等をいろいろ工面して最初の18ホール、これをつくりました。クラブハウスも補助金でつくっております。最初のスタートがそういうことでありました。そこから始まりまして、皆さんのコンセンサスのもと、つまり何というのですか、できるだけ手づくり感を出しながら、町民の方々と行政がお互い助け合いながら、いいものをつくっていこうというふうなことで始まったと私は思っております。

そういうことで、駐車場のわずかですが、さっき申し上げましたが整備しましたし、その後の18ホール、これは最初の18ホールをつくった時点の様子を見ながら、今度は別の補助金、半額です、これは。町の持ち出しが半分ありました。ということでの18ホール、計36ホールを整備したわけです。そういうふうな経緯のもとで、手づくり感を出しながら、皆さんの協力も得ながら、町もそれ相応の何ていいますか、手助けをしながらと言ったらちょっとおかしいかもしれませんが、お互いにそういうふうな形でこれから進めていけばいいのではないかと、植栽もしかりであります。ですが、やっぱりその中でやっているいろいろな要望が出てきます。例えばコース内にトイレとか、昼食のときの弁当を注文するところはないのかとか、いろんなことが出てきました。ですが、そういうことも一つ一つ皆さんと話し合いながら解決してやっていきたいというふうに思います。

駐車場の件であります。確かに何かイベントがあるときは、もしかしたら足りないかも

しれません。やってみないとわかりませんが、足りないかもしれませんが、それは本当に1日か2日のことだと思います、多分。ということで、ふだんは全く今、充足しているわけですので、そのところもしつくとしたら、またこれかなりのお金がかかるということでありまして、そこら辺のところの判断が難しいかもしれません。どうしても日々足りないという状態であれば、これは何か考えていかなければいけないと思いますけれども、1日2日のためにそういうお金をかけていいものかどうか、それは私はやっぱり考えるところではないかというふうに思います。

以上です。

○1番（鹿兒島 巖君） まだ答えていない部分があります。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 下の格納スペースで十分かというお話でしたが、それについても十分だというふうに判断しています。

現在、大会等に使うための長机ですとか、そういうものも収納しております。あとこの間お話ししたとおり平成28年度からスポーツ少年団のスキーが、あそこで練習場所として利用していますので、冬場に使うそういうものの格納に関しても考えなければいけないというところで、下のところに草刈り機、常用の草刈り機をおさめる、シャッターのところには冬場には冬場に使う物をおさめるという形のことを考えております。全面ドアをつけますが、鍵をかけるようになっておりますので、それについても特別、安心におさめられるというふうに判断しています。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 駐車場の問題については教育長から今、経過についてのお話がありました。経過はそういうことについては、それは別にそれ異論を挟んでいるわけではありません。しかし、そういう経過を含めて完成した時点において、その完成の状況がどうかについて、しっかりとやっぱり点検する必要があるのではないかというふうに申し上げているわけであります。

実際の利用の状況、それから今後の利用の状況を見越した場合に、それに対応できる施策ということ打っていく必要があるのではないかと、様子を見ながら間に合わなくなってから対応するという考え方はおかしいのではないかと申し上げているわけであります。18ホールから36ホールになった、そして施設の状況がああいうふうになった、パークゴルフ場の利用者だけではなくて、さまざまな利用が行われるとそういう状況の中で、今の施設

の状況がそれに対応するものであるかどうかについてきちっと点検をしていただいて、それに見合う整備を行っていただきたいというのが趣旨であります。

その辺については、休憩所の問題等も一般質問で申し上げました。いわゆるそのクラブハウスを別のものにつくるということを申し上げているわけではなくて、例えばお昼休みの日の当たらない状況の中で日陰で休む、そういう施設の整備も必要ではないかということ等、申し上げたわけではありますが、これも言うてみれば今の施設の利用の状況の中でそういう対応というものがぜひ必要だと、それがいろいろ現状が間に合わなくなってどうしようかということ考えるのではなくて、先ほど言ったように今の施設の状況を見た上で、改めてそれにふさわしい施設について整備をするという、そういう前向きな姿勢が今必要ではないかということを申し上げたわけであります。もう一度この辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 前向きかどうかというのは考え方の違いがあると思います。例えば駐車場、物すごく広いのつくって、それはそれで大は小を兼ねるでもいいかもしれません。ですが、お金がかかります。それから、クラブハウス等、日陰、これも同様であります。

実際、利用者の方々と私どもは、最初から十分話し合いを持って進めていると思います。まず、コース設計もパークゴルフを实际利用する方々に依頼をしてゴルフの設計もいたしましたし、それから植栽等に関してもそうです。さまざまな面で皆さんと話し合いをしながら進めているところではございます。

その中で、例えば日差しが強いとき、これは確かに日陰があれば大変結構なことです。ですが、そういうことに関してあれもこれもという要望は、私は今までの経緯から余り聞いたことがございません。何かあるということであれば、そういうお話も出てくるかもしれませんが、やはり今のところで我慢というのは非常におかしい言い方かもしれませんが、それなりのところでみんなが協力してやっていくというところが一番いいのではないかと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、教育長のほうから答弁しておりますけれども、教育長については多分財政的な部分でちょっと言い出せない部分もあるのかなとは思っております。この辺については、まず教育委員会と町長部局、また利用者の方々等、話し合いをしながら、できる

限りまず使っていただける方々に少しでも便利な状況になればいいのかなと思っておりますので、もう少し時間をいただければと思っております。

非常に競技している方々、自分方で結構考えながら整備をしてくれているという話も聞いておりますし、その辺も踏まえながら、その人方ばかりに余り迷惑かけることもできないと思いますので、町のほうとしてどこまでできるかというものも検討しながら進めていきたいと思っておりますので、もう少し時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） 今、総合教育会議の議長であります町長からも、そういう答弁がいただいたわけであります。また、教育長は利用者の声、そういう声は聞こえてこないというお話もありました。しかし、私どもには聞こえてくる、この差はなんなのかということであります。

行政に対してお金がないと言われれば言えないという、そういう町民の方々もいらっしゃる。そういうことを含めて声が出ているのは、これは事実でありますから、そのことは私のほうからお伝えをしておきたいというふうに思います。そういうことを含めてさらに利用者、いろんな方が利用されているわけであります。町外の来る方からも話を聞きました。小坂町の非常にすばらしいところだけれども、休む場所がないよな、そういう話も聞いているわけであります。そういうことを含めて、さらに利用者あるいは町民の方々の声を受けとめていただきながら対応をお願いをしたいということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 十分わかっております。ですが、私どもの仕事として、例えば一番今は重要だと思っているのは少子化対策でございます。それから、既存の施設の改修、これもございます。さまざまなことを考えましたときに、せっかくここまで皆さんの手で頑張ってやってきたということを、パークゴルフ場とかみんなの運動公園に関しましては、この姿勢をまず基本的に続けていければというふうに思っています。

要望が多々あるのは十分承知であります。そのところを全体的に考えながら、これからできるだけ皆さんのご要望に応えるようには検討しますけれども、私の気持ちとしてはそういうところがありますので、これからいろいろ考えるところ、ご要望が今、議員からのご要望もありましたが、総合的に考えながら検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（目時重雄君） 8 番。

○8番（成田直人君） 関連して、財政のことを考えながらの教育長のお言葉ということは非常に伝わってはきております。そこで、我々もこのたび行われる全県大会というのが、要綱まだ見えておりませんし、先ほども申し上げた中で、参加される方の数もよく見えておらないという点があります。

ですから、やり方としては一つのイベントとして考えた場合、例えばシャトルバスの運営といったようなものが、これは考えられるわけでありますけれども、我々議会も先ほども申し上げましたとおり、この6月中あと3回、これからパークゴルフ場に行きますので、当然何らかの形で軟着陸できるような、そういうところは必要かなという思いから、今シャトルバスの話をさせてもらいましたけれども、そういったことも考えられるかなという点はあるかと思います。

そういったことも含めて、やはりこれは町長部局の考え方にもなるわけですが、いろんな形で今の大会に対する対応は、教育委員会に限らず、町長のほうからも温かい目で光を当てていただければいいだろうとそのように思いますので、ひとつその辺はよろしく願いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第 2、議案第68号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 29 分

再開 午前 10 時 30 分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎議案第 69 号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第 3、議案第69号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同

意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第69号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条、町税条例第77条で規定されておるところでございます。

このたび、本田有委員の任期が平成29年6月30日で満了いたします。

議案にありますとおり、本田有さん、住所、小坂町小坂字堰口9番地、生年月日、昭和29年1月30日を委員の適任者と考え、再任の提案を申し上げるものでございます。

本田さんは、勤務されていた仕事柄、町内の土地等について精通されており、平成27年10月5日から固定資産の評価審査委員として固定資産の評価額等について審査してきていただいております。

なお、任期は平成32年6月30日までとなっております。

本田さんの人格、識見等を推察の上、慎重ご審議いただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第69号は簡易表決の方法で行います。

議案第69号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第69号は同意することに決定いたします。

◎議案第70号～議案第79号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第70号、日程第5、議案第71号、日程第6、議案第72号、日程第7、議案第73号、日程第8、議案第74号、日程第9、議案第75号、日程第10、議案第76号、日程第11、議案第77号、日程第12、議案第78号、日程第13、議案第79号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第70号から議案第79号の小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在の農業委員の任期が平成29年7月19日をもって満了となります。7月20日からの新しい農業委員は、改正農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て町長が任命することになりますことから、次の10名の方について同意を求めるものがあります。

中村修太郎さん、亀田静子さん、小館康弘さん、中村吉夫さん、畑澤富子さん、大内正富さん、目時勝則さん、小館正光さん、木村功さん、宮館文男さんでございます。

10名の方々は、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により募集に応募され、小坂町農業委員会委員候補者選考委員会において選考していただき、全員適任である旨の意見

をいただいております。

皆様、農業に見識を有し、豊富な知識、経験を持っておられる方々でございます。また、大内正富さんにつきましては、法律第8条第6項で規定されている農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者として、かつの商工会から推薦いただきました。新しい制度による農業委員として適任と考えております。

なお、任期は平成32年7月19日までとなっております。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより日程第4、議案第70号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第70号は投票による表決の方法で行います。

準備をお願いします。

この採決は投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第70号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人は、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君、6番、宮信君の4人を指名いたしたいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君、6番、宮信君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と無記名投票で記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を行います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

賛成多数でありますので、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第71号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第71号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君の4人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と無記名投

票記載で願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票であります。

賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第72号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第72号は投票による表決の方法で行います。

この採決は投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第72号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、11番、熊谷聰君、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君の4人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、11番、熊谷聰君、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と無記名投票を記載をお願いします。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成9票、反対2票であります。

賛成多数でありますので、よって本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第73号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第73号は投票によって表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第73号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君、6番、宮信君、7番、小笠原正見君の4人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君、6番、宮信君、7番、小笠原正見君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と無記名投票で記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票願います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票であります。

賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第74号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は投票によって表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第74号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第74号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聰君の4人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聰君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票を行います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第75号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第75号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第75号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君の4人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と無記名投票で記載をお願いします。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号及び氏名を読みますので、順番に投票をお願いします。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」とぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数11票、うち賛成6票、反対5票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第76号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第76号は投票による表決の方

法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第76号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、5番、栗山忠三君、6番、宮信君、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君の4人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、5番、栗山忠三君、6番、宮信君、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票願います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票であります。

賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第77号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を
求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第77号は投票による表決の
法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、9番、椿谷竹治君、10番、
小笠原憲昭君、11番、熊谷聰君、1番、鹿兒島巖君の4人を指名したいと思いますが、これ
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聰君、1番、鹿兒島巖君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第78号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を

求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第78号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第78号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君の4人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票をお願いします。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○議長（目時重雄君） 再開します。

それでは、人事案件1件、第79号が残っておりますが、お昼過ぎに午後1時から再開で行いたいと思います。

それでは、休憩に入ります。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

日程第13、議案第79号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについて
を採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第79号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、6番、宮信君、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君の4人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、6番、宮信君、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し添えます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票をお願いします。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立ち合いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数11票、うち賛成9票、反対2票であります。

賛成多数でありますので、よって本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第80号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第80号 類似町村の移住・定住に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 提案理由の説明いたします。

類似町村の移住・定住に関する調査を実施して、当町議会の活動の一助にしたいというも

のであります。

以上であります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第80号 類似町村の移住・定住に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第81号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長 椿谷竹治君登壇〕

○議会運営委員長（椿谷竹治君） 提案理由を申し上げます。

類似町村の議会運営に関する調査を実施して、当町議会活動の一助としたいということでございます。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましても、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましても、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第81号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、請願第1号 鹿角の産婦人科医療の存続対策を求める請願についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 請願第1号 鹿角の産婦人科医療の存続対策を求める請願についての報告書。

請願の要旨。

鹿角地域における産婦人科医療の存続に向けた対策として、大学側への医師派遣の継続要望、産婦人科医療に対する行政の支援強化、住民と行政連携による地域医療を支える取り組みを行っていただきたいというものであります。

請願採択の理由。

鹿角地域で唯一の分娩施設であるかつの厚生病院での里帰り出産の受け入れ中止や、全ての出産対応を大館市立総合病院に集約することを検討しているなど、地域住民は大きな不安を抱いております。特に、女性にとっては出産に対して消極的になってしまう可能性があるほか、人口減少にも拍車がかかり、地域の衰退化につながることが危惧されることから、産

婦人科医療の存続に向けた対策を行うことは必要であります。

よって、本請願の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきましては、産業教育常任委員長の報告を求めます。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 報告を申し上げます。

陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書。

1、陳情の要旨であります。

2018年度政府予算編成において、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元するよう、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由であります。

子供たちの豊かな学びを実現するためには、教職員の労働環境整備や定数改善が求められています。また、義務教育費国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられて自治体財政が圧迫していますが、子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要で、そのための条件整備が不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第２号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、意見書案第２号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合２分の１復元を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第３号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これによって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第２号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第２号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、陳情第４号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書提出についての陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 陳情第4号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書提出についての陳情についての報告書。
陳情の要旨。

日本政府が交渉会議に参加し、核兵器禁止条約の実現に努力するよう、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

唯一の戦争被爆国の政府として、核兵器禁止条約の交渉会議と国連総会に参加し、法的拘束力のある核兵器禁止・廃絶の実現に尽力することを多くの国が願っています。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより陳情第4号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
本件に対する委員長の報告は採択であります。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第３号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、意見書案第３号 日本政府は、核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、禁止条約の実現に努力することを求める意見書提出についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第４号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第３号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第３号は原案のとおり可決されました。

◎決定第２号について

○議長（目時重雄君） 日程第21、決定第２号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第１項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定することになっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第22、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することについて、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって平成29年第4回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時31分